

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書に対する
庁内関係課意見と事業者見解

資料-2-3

	意見	事業者見解	所属
1	10,000㎡以上の土地において、開発事業を行おうとする場合は、滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に基づく届出が必要となる場合がありますので、当課と協議を行ってください。	方法書・準備書の手続きの進捗状況を踏まえて適切な時期に、「滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に基づく届出」に係り、県民活動生活課と協議を行います。	県民活動生活課
2	一定面積以上の一団の土地取引を行う場合は、売買等の契約を締結した日から2週間以内に国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出が必要となりますので、甲賀市を經由して届出を行ってください。	当該届出書については、甲賀市を通じて提出済みです。	県民活動生活課
3	表5.5の交通安全性の評価においてA-2案の交通危険度を「低い」と評価されていますが、進入口の計画位置がカーブの立ち上がり部分であるほか、下り勾配10%の区間内であることから、処分場へ右折して進入するため減速・停止した車両に対する後続車両の追突事故発生が懸念され、交通危険度は高く、進入口計画位置として望ましい場所ではありません。 B案については、県道539号と進入口を設ける市道の接続部の勾配が緩く、右折レーンも設けられ、処分場利用車両による交通安全上の懸念は認められない安全な計画となっています。	本事業においては、埋立容量を最大化でき、また、交通安全性や環境面の影響にも一定程度配慮したA-2案を基本として検討していきたく考えております。 但し、交通安全性の側面については、進入口はできるだけカーブから離すなど、貴課も含め関係機関と十分に協議しながら、できる限りの安全対策を検討して参ります。	県警本部 交通規制課
4	事業実施区域は地域森林計画対象森林が含まれるため、開発行為にあたっては必要な許可申請を行い、許可の基準（災害の防止・水害の防止・水の確保・環境の保全）を順守されたい。	今後の検討および手続きにおいて、地域森林計画対象森林の開発に係る必要な許可申請を行い、許可の基準（災害の防止・水害の防止・水の確保・環境の保全）を順守します。	森林政策課 森林保全課
5	事業実施想定区域に農用地区域が存在するため、区域からの除外の可否について、市農政部局をはじめ、関係機関と協議されたい。また、施設の建設および管理運用にあたっては、近隣の農用地における営農への影響等に十分ご配慮願いたい。	方法書・準備書の手続きの進捗状況を踏まえて適切な時期に、農用地区域からの除外の可否について、市農政部局をはじめ、関係機関と協議を行います。 また、施設の建設および管理運用にあたっては、近隣の農用地における営農への影響等について、必要に応じ、十分な配慮を行います。	農政課
6	計画の総面積が1ha以上となる土地の形質の変更の場合は、滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となる可能性がありますので当課と協議してください。協定締結にあたっては、事前に当該開発予定地域における自然環境調査（四季：1年間）を行う必要があります。	今後の検討および手続きにおいて、「滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結」の是非等に係り、自然環境保全課と協議を行います。当該協議については、今後の環境影響評価の実施計画を整理した方法書を作成する段階で実施することを想定しています。 なお、本環境影響評価においては、今後の方法書以降の手続きにおいて、自然環境調査（四季：1年間）を実施する方針で考えております。	自然環境保全課

	意見	事業者見解	所属
7	当該事業地は、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針（平成14年7月策定）による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれています。事業実施にあたっては、専門家に助言を仰ぎ、必要に応じて、営巣活動などにより特に敏感度の高い時期（イヌワシ：12月から5月前半まで、クマタカ：1月から7月中旬まで）には、人の突然の近接や、不自然な騒音・振動の発生など、当該鳥種を驚かす恐れがある行為を出来る限り避けるよう、格別の配慮をお願いします。	本環境影響評価においては、2営巣期に渡る猛禽類の現地調査を実施し、事業の実施による猛禽類の生息・繁殖等に与える影響を予測・評価し、必要に応じた環境保全対策を実施していきます。なお、環境保全対策の検討においては、ご意見に示される配慮事項等にも留意のうえ検討して参ります。 また、当該検討にあたっては、現地調査での確認状況や検討する環境保全対策の内容等に応じ、必要に応じ、専門家に助言を仰ぐことを検討します。	自然環境保全課
8	（河川関係） 事業想定区域に一級河川次郎九郎川の河川区域が含まれています。開発許可関連法令の規定に基づく協議（同意）が必要となる場合がありますので、流域政策局河川・港湾室および甲賀土木事務所管理調整課と協議してください。	今後の検討において、「開発許可関連法令の規定に基づく協議（同意）」の必要性の協議などを行います。	流域政策局
9	一級河川の河川区域内において、排水管等工作物を設置する場合、または土地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合は、甲賀土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第24条、第26条第1項または第27条第1項の規定に基づく許可を得てください。	放流管等の設置に伴い形状を変更することがありますので、今後、形状などを検討したうえで、「河川法第24条、第26条第1項または第27条第1項」の規定に基づき協議を行います。	流域政策局
10	一級河川の河川保全区域内において、土地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合、または新たに工作物を設置する場合は、甲賀土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第55条第1項の規定に基づく許可を得てください。	放流管等の設置に伴い形状を変更することがありますので、今後、形状などを検討したうえで、「河川法第55条第1項」の規定に基づき協議を行います。	流域政策局
11	開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき雨水排水計画を策定し、流域政策局広域河川政策室と協議してください。	「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき、今後、雨水排水計画を検討したうえで協議を行います。	流域政策局
12	（砂防関係） 開発区域には砂防指定地が含まれていますので、砂防法に係る手続について甲賀土木事務所と協議してください。	今後の検討において、「砂防法」の手続きについて協議を行います。	流域政策局

	意見	事業者見解	所属
13	開発地の周辺に土石流の発生のおそれのある渓流がある場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土石流による危害のおそれのある範囲を土砂災害警戒区域等に指定することがありますので、御留意ください。	今後の検討において、土砂災害警戒区域等の指定の有無などについて協議を行います。	流域政策局
14	傾斜度が30度以上かつ高さが5m以上の急傾斜地、およびその隣接地については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等に指定することがありますので、御留意ください。	(同上)	流域政策局
15	調査区域を流れる野洲川、田村川、唐戸川においては、漁業法に基づく第5種共同漁業権（内共第5号）が設定されており、土山漁業協同組合により漁場の管理および水産生物の増殖が行われていることに留意してください。	正しく選別した安定型廃棄物を展開検査により正確に判断し、適正に埋立処分を行うことにより、下流河川の水環境への影響はほとんどないものと考えております。 万一、水質検査において基準を超過した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、監督者である滋賀県への報告を行います。	水産課
16	漁場環境の保全および水産生物資源保護の観点から、滋賀県漁業調整規則第44条において濁水を含む有害物の遺棄漏せつの禁止が規定されていることから、配慮対象事業の施設設置と事業実施にあたっては、汚濁水等の流出を防止するよう万全の措置を講じてください。	正しく選別した安定型廃棄物を展開検査により正確に判断し、適正に埋立処分を行うことにより、下流河川の水環境への影響はほとんどないものと考えております。 処分場施工時においては、沈砂池や必要に応じて濁水処理機などを用いて濁水防止に努めます。 処分場供用時においては、防災調整池の維持管理を適切に実施することで、濁水等の流出防止に努めます。	水産課
17	環境配慮書のp.3-79(4)漁業権の項の3行目、「が設定されていが、・・・」となっており、「が設定されているが、・・・」と修正されたい。要約版p.3-7も同様。	ご指摘の通り、文書作成時の脱字がありましたので、方法書以降の段階において、修正いたします。	水産課
18	配慮書 P.3-25/図3.11について 事業予定地の尾根を挟んで反対側（西隣）に地すべり地形があるが、事業予定地の尾根と同じ高さまで廃棄物を埋め立てて、当該地すべり地形に悪影響は無いのか。	地すべり地形自体に荷重を載荷するわけではないことから悪影響を与えることは無いと考えていますが、今後実施する地質調査結果などを確認し影響の有無を確認します。	甲賀環境事務所

	意見	事業者見解	所属
19	<p>配慮書 P.3-129／表3.59について 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例（大気汚染、水質汚濁関係）、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の適用の有無は、いずれも「×」ではなく、「△」ではないか。</p> <p>（参考）配慮書p.3-129 表3.59の凡例 ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。 △：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。</p>	<p>ご指摘の通り、凡例の適用に誤りがありましたので、方法書以降の段階において、修正いたします。</p>	甲賀環境事務所
20	<p>配慮書 P4-4について 大澤地区、北土山および南土山の住居地を含む周辺環境への粉じんの影響について、予測評価の実施を検討してください。</p>	<p>重機の稼働に伴って発生する粉じんについては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省都市局都市計画課監修）に示される影響範囲（「一般には50～150m」との記載あり）を参考にしつつ、周辺集落までの距離を勘案して検討した結果、配慮書段階においては、粉じんについては重大な影響は生じないものと考え、計画段階配慮事項には選定していませんでした。</p> <p>なお、今後の方法書以降の段階においては、住民等の意見・懸念も踏まえ、重機の稼働に伴って発生する粉じんを環境影響評価項目として選定し、大澤地区・北土山および南土山の住居地を含む周辺環境への影響を予測評価することを検討します。</p>	甲賀環境事務所
21	<p>配慮書 P.4-6／表4.4.(2)について 「また、浸出水の流出防止施設として埋立地最下段に土堰堤を設置することから河川への流出は想定されない。」とあるが、土堰堤は単に廃棄物の流出を防止するためのものであるから、浸透水の水位次第では浸透水が土堰堤から地表に流れ出て、最終的には調整池から敷地外に流れ出ることが想定されるのではないか。 また、安定型産業廃棄物最終処分場であるため「浸透水」という表記が妥当と考えるが、「浸出水」と表記する理由は何か。</p>	<p>（配慮書 P.4-6／表4.4.(2)について） ご指摘の通り、土堰堤は浸透水の流出を防止する施設ではありません。方法書以降の段階において、修正いたします。 （浸出水について） ご指摘の通り、安定型最終処分場においては、「浸透水」が正しいと判断しました（※1※2）。方法書以降の段階において、修正いたします。</p> <p>※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において定義されている。 ※2 管理型最終処分場などで、浸透水が廃棄物と触れ有害物質を含むものを「浸出水」とすべきである。</p>	甲賀環境事務所

	意見	事業者見解	所属
22	配慮書P4-6／表4.4.(2)水質、地下水について 浸透水の想定水質、計画地およびその周縁の地層・地下水質の現況ならびに最終処分場の計画断面等から、浸透水による周辺の地下水環境への具体的な影響について、予測評価の実施を検討してください。	水質・地下水については、方法書以降の段階において、環境影響評価項目としての選定（予測評価の実施）の是非等について、検討いたします。	甲賀環境事務所
23	P.3-57 主要な眺望点に旧東海道士山宿を加えるべきではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、方法書以降の段階において、地域概況の主要な眺望点に旧東海道士山宿を加えます。	都市計画課
24	事業実施に際しては、下記の許認可等が必要となる場合がありますので、留意してください。 【必要となる許認可、届出等】 ・屋外広告物の許可等、景観法に基づく届出等 【根拠法令および該当事項】 ・甲賀市屋外広告物条例、景観法 【許認可権者等】 ・上記許認可の要件等については、甲賀市都市計画課と協議してください。	(甲賀市屋外広告物条例) 現時点では、野外広告物の掲示について未定ですが、許可が必要な野外広告物を掲示する場合には、甲賀市都市計画課と協議のうえ必要な許可を得ます。 (景観法) 「景観計画区域」（景観形成地区を除く）において、大規模建築物等の設置を計画していることから、甲賀市都市計画課への届出等必要な手続を行います。	都市計画課
25	建築基準法第51条本文内の施設に該当する場合は、都市計画決定または建築基準法第51条に基づく許可が必要となる場合があります。都市計画決定または建築基準法第51条の許可の要否については、甲賀市都市計画課と協議してください。	「建築基準法第51条」に該当する施設であるか、甲賀市都市計画課と協議を行い、必要な場合には手続きを行います。	都市計画課
26	方法書以降の手続きにおいては、計画段階配慮事項として選定しなかった項目を含め、適切に調査、予測、評価を行うこと。また、事業計画や環境影響評価の内容に関して説明会を通じて地域とのリスクコミュニケーションを図り、廃棄物処理に対する地域住民の安心感・信頼感を高めるよう努めること。	ご指摘を踏まえ、計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目については、方法書以降の段階で環境影響評価の項目として選定するとともに、調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。 環境影響評価の制度を活用した情報公開に努めるとともに、説明会等の意見交換を行いながら事業を進めてまいります。	循環社会推進課
27	「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請に当たっての事前協議を行うこと。	方法書・準備書の手続きの進捗状況を踏まえて適切な時期に、「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に係り、事業計画等審査願いを提出し事前協議を行います。	循環社会推進課